

〇〇区自主防災会（案）
（規約）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇区自主防災会（組織）規約

第一条（名称）

この会は、〇〇区内自主防災会（以下、「本会」と言う。）と称する。

第二条（事務局の所在地）

本会の事務局は、集落センターに置く。

第三条（目的）

本会は住民の隣保共同の精神に基く自主的な防災活動を行うことにより、地震・火災・水害・その他の災害（以下「地震等」と言う）による被害防止及び軽減を図る事を目的とする。

第四条（事業）

本会は、前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- 1) 防災訓練の実施に関する事。
- 2) 防火防災に関する知識の普及に関する事。
- 3) 地震等に対する災害予防に関する事。
- 4) 地震等の発生時における情報の収集、初期消火、救出援護、避難誘導及び給食給水等の応急対策に関わる事。
- 5) 防災資材等の備蓄に関する事。
- 6) その他の本会の目的を達成する為に必要な事項。

第五条（会員）

本会は、〇〇区自主会会員を持って構成する。

第六条（役員）

本会に必要な応じて、次の役員を置く。

- 1) 会長 一名
- 2) 副会長 二名
- 3) 監事 若干名
- 4) 監査役 二名（会計・会計監査）

①役員は会員の推薦による。

②役員任期は一年とする、但し、再任する事が出来る。

第七条（役員の仕事）

- 1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生時における応急活動の指揮命令を行う。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を行う。
- 3) 監事は、幹事会の構成員となり、会務の運営にあたる。
- 4) 監査役は、会の会計を監査する。

第八条（会議）

本会に総会及び幹事会を置く。

第九条（総会）

総会は、全会員を持って構成する。

1) 総会は、毎年一回開催する。但し、特に必要がある場合は臨時に開催する事が出来る。

2) 総会は、会長が招集する。

3) 総会は、次の事項を審議する。

①規約の改正に関する事。

②防災計画に関する事。

③事業計画に関する事。

④予算及び決算に関する事。

⑤その他、総会が特に必要と認めた事。

4) 総会は、自治組織役員に委任する事が出来る。

第十条（幹事会）

1) 幹事会は、会長、副会長及び幹事によって構成する。

幹事会は、次の事項を審議し実施する。

①総会に提出すべき事。

②総会により委任された事。

③その他、幹事会が特に必要と認めた事。

第十一条（防災計画）

本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画（自主防災組織台帳・地域防災カルテ及び地域防災マップを含む）を作成する。

1) 防災計画は次の事項について定める。

①防災訓練の実施に関する事。

②地震等の発生における防災組織の構成及び任務に関する事。

③地震等の発生における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出援護、避難誘導及び給食給水等に関する事。

④防火・防火知識の普及に関する事。

⑤その他必要事項。

第十二条（会費）

本会の会費は、総会の決議を得て別に定める。

第十三条（経費）

本会の運営に要する経費は、会費その他の収入を持ってこれにあてる。

第十四条（会計年度）

会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第十五条（会計監査）

会計監査は、毎年1回監査役が行う、但し、必要がある場合は、臨時にこれを行うことが出来る。

会計監査は、会計検査の結果を総会に報告しなければならない。

付則

この規約は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から実施する。